

# 森林に関する必要な届け出

問い合わせ 産業振興課 ☎592130

## 森林の土地を取得したとき

平成23年の森林法改正により、森林の土地の所有者となった方は市町村への事後届け出が必要となります。

**対象となる土地** 県の定める地域森林計画に含まれる森林

※地域森林計画は市内のほとんどの森林が含まれます。不明な場合は、産業振興課までお問い合わせください。

**対象となる方** 個人、法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届け出が必要です。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届け出を提出している方は対象外です。

**届け出の時期** 土地の所有者となった日から90日以内

**届け出方法** 産業振興課に備え付けの所定の用紙に必要事項を記入の上、提出してください。市ホームページにも様式を掲載しています。

**森林を伐採するとき**  
森林所有者などが森林の立木を伐採する場合、事前に届け出を行うことが義務付けられています。

採する場合、事前に届け出を行うことが義務付けられています。

**対象となる森林** 県の定める地域森林計画に含まれる森林

※地域森林計画は市内のほとんどの森林が含まれますが、一部例外もあります。伐採しようとする立木が地域森林計画の対象かどうかは、産業振興課まで問い合わせください。

ただし、1ヘクタールを超えて森林を伐採し、森林以外の用途に使用する場合、林地開発行為にあたるため広島県知事の許可を受ける必要があります。

**届け出の時期**  
○「伐採及び伐採後の造林の届出書」  
○「伐採を開始する30日～90日前まで」  
○「伐採に係る森林の状況報告書」  
○「伐採後の造林に係る森林の状況報告書」

人口造林の場合は植栽完了の日から30日以内、天然更新の場合は、天然更新完了の日から30日以内

**届け出方法** 産業振興課に備え付けの所定の用紙に必要事項を記入の上、提出してください。市ホームページにも様式を掲載しています。

届出方法 産業振興課に備え付けの所定の用紙に必要事項を記入の上、提出してください。市ホームページにも様式を掲載しています。

# 狩猟免許の取得を支援します

問い合わせ

産業振興課 ☎592130

近年、イノシシなどによる農作物への被害が増加しています。イノシシなどの有害鳥獣を捕獲するため、狩猟免許取得者の確保を目指し、取得をする場合に必要な費用の一部を支援します。

**対象** 新規で「わな猟」の狩猟免許を取得予定の方のうち、市内に住所があり、かつ居住している方で、当該年度内に新たに狩猟免許を取得後、市内の猟友会に入会し、市内の有害鳥獣捕獲に従事することができる方

※免許試験に不合格になった方は対象となりません。

## 補助の内容

試験料、登録手数料、講習受講料、狩猟免許取得に係る医師の診断料

**補助率** 2分の1

**申請方法** 産業振興課に備え付けの申請書に必要事項を記入の上、申請してください。

# 就職・転職・結婚・退職など こんなときは届け出を

問い合わせ

広島西年金事務所 ☎082-535-1505  
保健医療課 ☎59-2141



国民年金は日本に住む20歳から6歳未満までのすべての人が加入することになっています。

加入期間中に就職や転職、結婚、退職などで年金の種別が変わったときには、手続きが必要です。手続きを忘れると、将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなったりする場合があります。

なお、内容により、届け出先が異なりますので注意してください。

こんなとき	どうする	届け出先	手続きに必要なもの	注意事項
1 20歳になったとき	手続きは不要です。ただし第3号被保険者に該当する方は手続きが必要です。	第3号被保険者に該当する方 ⇒ 配偶者の勤務先	第3号被保険者に該当する方 ⇒ 配偶者の勤務先に問い合わせてください。	20歳の誕生日が過ぎた後に保険料納付書、基礎年金番号通知書が郵送されます。
2 会社を退職したとき(60歳未満の方) ※被扶養配偶者も同様	国民年金の加入手続きをしてください。	市役所	基礎年金番号の分かるもの、離職票または資格喪失証明書(退職年月日が分かるもの)	退職された方が60歳以上でも、被扶養配偶者が60歳未満の場合は、手続きが必要です。
3 結婚や退職などで配偶者の扶養になったとき	第3号被保険者への種別変更手続きをしてください。	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせてください。	
4 配偶者の扶養から外れたとき	第3号被保険者からの種別変更手続きをしてください。	第3号被保険者から第1号被保険者 ⇒ 市役所 第3号被保険者から第2号被保険者 ⇒ 勤務先	基礎年金番号の分かるもの、資格喪失証明書	届け出先が異なるので注意してください。
5 年金手帳、基礎年金番号通知書を無くしたとき	基礎年金番号通知書の再交付の手続きをしてください。 ※年金手帳の再交付はしていません。	第1号被保険者 ⇒ 市役所 第2号被保険者 ⇒ 勤務先 第3号被保険者 ⇒ 配偶者の勤務先	本人を確認できるもの(運転免許証など)	市役所で受け付けの場合は3週間程度、広島西年金事務所はその日に発行可能です。
6 保険料を納めるのが困難なとき	保険料免除の申請をしてください。	市役所	基礎年金番号の分かるもの、雇用保険受給資格者証または離職票(失業の場合)、在学期間が分かる学生証または在学証明書(学生の場合)	免除の申請は2年1カ月前までさかのぼって申請が可能です。

## 【年金の種別】

「第1号被保険者」：自営業者、学生、無職などの方  
「第2号被保険者」：サラリーマン、公務員などの方  
「第3号被保険者」：第2号被保険者に扶養されている配偶者  
※基礎年金番号の代わりにマイナンバーでの手続きも可能です。手続きには、本人確認(「身元確認」と「番号確認」)が必要です。以下のどちらかで確認します。  
①マイナンバーカード  
②マイナンバー通知カードと身分証明書(運転免許証など)  
※新型コロナウイルス感染症の影響により所得が相当程度まで下がった場合も、免除申請が可能です。詳細は問い合わせください。

# 赤十字の活動資金募集

問い合わせ

日本赤十字社広島県支部  
大竹市地区事務局(地域介護課内)  
☎59-2152

日本赤十字社は、5月1日(日)から31日(火)まで、赤十字の目的や事業に賛同し、活動資金を提供する赤十字会員の増強運動を全国一斉に行っています。

活動資金は、災害救護活動や国際救援活動、救急法などの講習の普及、医療事業や血液事業の推進、看護師の養成など、幅広い事業に活用されています。

赤十字の活動を引き続き展開していくために、赤十字の活動にご理解いただき、一人でも多くの方の赤十字会員への加入と活動資金の募集にご協力お願いします。

なお、令和3年度の市内での活動資金募集状況は次のとおりでした。ありがとうございます。

活動資金  
331万8450円

# 義援金にご協力を 救援金に

問い合わせ

日本赤十字社広島県支部大竹市地区事務局(地域介護課内) ☎592152

令和2年7月豪雨災害義援金(受付期間延長)

令和2年7月の大雨で被災された方への支援。

受付期間 9月30日(金)まで

受付窓口 地域介護課

募金箱設置場所

市役所2階正面玄関付近

ウクライナ人道危機救援金

ウクライナで人道危機に直面している方への支援。

受付期間 5月31日(火)まで

アフガニスタン人道危機救援金(受付期間延長)

アフガニスタンで複合的人道危機に直面している方への支援。

受付期間 令和5年3月31日(金)まで

受付窓口 地域介護課(ウクライナ・アフガニスタンともに)

ご協力いただいた義援金・救援金は、全額日本赤十字社を通じて、それぞれの被災者に届けます。市民の皆さんの温かいご支援をお願いします。

**義援金** 国内の被災者を支援する目的で募集する寄付金

**救援金** 海外の被災者を支援する目的で募集する寄付金

義援金 国内の被災者を支援する目的で募集する寄付金  
救援金 海外の被災者を支援する目的で募集する寄付金